

科目		動物医療関連法規		
担当講師 釜場 孝一 実務経験有 獣医師免許 大学卒業後地方自治体において公衆衛生行政に40年間従事				
開講年次		授業形態	選択/必修	授業時間
動物看護学科、動物管理学科 2年次後期		講義	必修	30
授業目標 獣医療現場および動物関連の法規について理解を深め、動物福祉と安全な社会づくりに貢献し、専門職として法律遵守の精神を養う。また社会人として知っておくべき法規について認識する。獣医師法、獣医療法、狂犬病予防法、動物愛護及び管理に関する法律、鳥獣保護法、薬物関連法規、家畜伝染病予防法、およびその他の動物関連法規について学ぶ。				
成績評価の方法 評価の基準は筆記試験による。また本科目受験には出席率が3分の2以上であることが必要。試験は80～100点がA評価、70～79がB評価、60～69までをC評価とし、60点未満は再試とする。再試においては80点以上を合格とし評価はCとなる。				
教材 動物看護コアテキスト1巻 人と動物の関係 (P73～P152 ファームプレス)、講師資料				
授業計画 毎週火曜日 1限目 9:10～10:40				
回	テーマ	授業内容		
1	動物看護師を取り巻く獣医療関連法規のアウトラインについて①② 動物看護師の職域に関連する法規① (獣医師法)	獣医療を取り巻く法律全般について 獣医師法について理解する。		
2	動物看護師の職域に関連する法規②③④ (獣医師法、獣医療法)	獣医師法について理解する。 獣医療法について理解する。		
3	動物愛護及び管理に関する法律①②	法における責務と規制事項について理解する。 動物福祉と人との共生との観点から、適切な飼育法を飼主に指導できるようにする。		
4	動物愛護及び管理に関する法律③ 関連法律 (ペットフード安全法) 身体障害者補助犬法	愛玩動物の健康の確保のための試料の安全性の確保に関する法律について学ぶ。 動物福祉と人との共生の観点から、身体障害者補助犬法において動物看護師が理解を深めておくべき部分を学ぶ。		
5	狂犬病予防法①②	狂犬病予防法を知り、法における責務と規制事項を理解する。		
6	家畜衛生行政関連法規①② (家畜伝染病予防法)	法の理念と目的を学び家畜防疫について理解を深める。		
7	公衆衛生行政関連法規①② (食品衛生法と畜場法、食鳥検査法、水道法、下水道法など)	国民生活に関連した各種公衆衛生関連の法律について学習する。		
8	薬物関連法規①② (薬事法)	薬事法について学ぶ。		
9	環境行政関連法規①② (産業廃棄物法概論、医療廃棄物について)	動物医療現場から排出される廃棄物の体系について理解する。 廃棄物の種類とその取扱いについて理解する。		
10	野生動物にかかわる関係法令①②	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律、ワシントン条約関連の野生動物に係る一連の法律と条約を理解する。		
11	社会人とし知っておく必要のある法律①民法	民法の概略、各種申請業務、計約業務に関連する法律について		
12	動物看護師のための法律①②	獣医療技術者としての動物看護師の位置づけ		
13	総まとめ	動物看護師の位置づけと法律についてのまとめ		
14	動物看護師を取り巻く獣医療関連法規のアウトラインについて①② 動物看護師の職域に関連する法規① (獣医師法)	獣医療を取り巻く法律全般について 獣医師法について理解する。		